

- (イ) 工場内醫務室ノ設備
- (ロ) 安全装置ノ完備
- 九 健全ナル運動競技ヲ妨グズノ設備ヲスルコト
- 一〇 職工ノ勉學ニハ(青年學校其他ノ通學)特ニ便宜ヲ與ヘルコト
- 一一 在郷軍人ノ待遇ヲ左ノ如ク改ムコト
- (イ) 豫後備召集期間中ノ缺勤ヲ特別休暇トスルコト
- (ロ) 召集中ハ標準日給ノ半額ヲ支給スルコト
- 一二 定期工ニシテ六ヶ月ニ達シタルモノハ本工ニスルコト
- 一三 退職手當金法實施前ノ退職手當ハ職工入社當時ヨリ起算シ新法ニ通算適用スル事
- 一四 新法ノ手當ハ従前ヨリキ低下セザルコト
- 一五 全日本労働總同盟ヲ公認シテ團體協約ヲ締結スルコト
- 一六 組合加入ノ自由ヲ認メラシム

労働争議調停(調停法ニ依ラサル)調査表 昭和十二年六月分ノ内

工場名並ニ其ノ所在地	味の素本舗株式会社鈴木商店川崎工場 川崎市八幡塚二九六四	
全争議期間	自昭和十二年五月二十八日 至昭和十二年六月一日	五日間
使用労働者總數	男 106 (九)	女 25 (一)
事業ノ種類	味の素澱粉製造	鈴木忠治
資本金	貳千貳百五十拾萬圓(拂込壹千六百八拾七萬圓)	
工場閉鎖	自昭和十二年五月二十八日	同盟罷業
又ハ同盟罷業	自昭和十二年五月二十八日	同盟罷業
争議期間	自昭和十二年五月二十八日	同盟罷業
争議者總數	男 9 (九)	女 1 (一)
加者總數	男 9 (九)	女 1 (一)
計	男 9 (九)	女 1 (一)

全日本労働總同盟神奈川聯合會

全總神奈川聯合會ニ於テ主事齋藤勇主トナリ工場内ニ組織ヲ持ツベク本年初頭ヨリ運動ニ着手組合員獲得ニ奔走中會社側ニ於テ此ノ狀勢ヲ察知シ五月二十八日組合ニ加盟セル職工五名ヲ解雇翌二十九日引續キ一名ヲ解雇シ更ニ他ノ三名ニ對シテハ辭職勸告ヲ爲シタルニ依リ前記九名ハ全總縣聯事務所ニ籠城組合指導下ニ解雇者復職外數項目ノ要求ヲ掲ゲテ争議ニ入りタルモ所轄川崎署長幹旋ノ結果左記解決條件ニ依リ圓滿解決ヲ見タルモノナリ